

桑名市図書館等複合公共施設特定事業 入札説明書等 修正箇所正誤表

桑名市政策課

平成 13 年 11 月 12 日に公表した入札説明書等における修正がありましたので、修正点を以下の正誤表に示します。

正 誤 表

平成 13 年 12 月 14 日修正

. 入札説明書

訂正前（下線部は修正部分）	訂正後（下線部は修正部分）
<p>入札説明書 P. 9 2) 質問書受付() 回答書の公表() エその他 再質問については認められない。 電話や口頭等による個別対応は行わない。</p>	<p>入札説明書 P. 9 2) 質問書受付() 回答書の公表() エその他 再質問については認められない。 電話や口頭等による個別対応は行わない。</p> <p><入札説明書等に関する質問回答の閲覧> <u>入札説明書等に関する質問回答を次のとおり閲覧に供する。</u> ア 閲覧期間 平成 13 年 12 月 14 日(金)～26 日(水) (ただし、土日・祝日を除く) イ 閲覧時間 9 時～12 時及び 13 時～17 時 ウ 閲覧場所 桑名市市長公室政策課内 桑名市中央町二丁目 37 番地</p>
<p>入札説明書 P. 1 9 8 入札提出書類・作成要領 (1) 提出書類 1) 資格確認申請時の提出書類 建設業法第 27 条の 23 条第 1 項に規定する ～</p>	<p>入札説明書 P. 1 9 8 入札提出書類・作成要領 (1) 提出書類 1) 資格確認申請時の提出書類 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する ～</p>

訂正前（下線部は修正部分）	訂正後（下線部は修正部分）
<p>入札説明書 p.19 8 入札提出書類・作成要領 (1) 提出書類 3) 入札時の提出書類 事業計画提案書 < 20部 > ・<u>協力会社名簿</u></p>	<p>入札説明書 p.19 8 入札提出書類・作成要領 (1) 提出書類 3) 入札時の提出書類 事業計画提案書 < 20部 > ・<u>協力企業名簿</u></p>
<p>入札説明書 p.20 8 入札提出書類・作成要領 (1) 提出書類 3) 入札時の提出書類 設計・建設・備品等整備業務提案書 ・<u>建設工事費積算表</u></p>	<p>入札説明書 p.20 8 入札提出書類・作成要領 (1) 提出書類 3) 入札時の提出書類 設計・建設・備品等整備業務提案書 ・<u>建設工事費積算表（設計含む）</u></p>
<p>入札説明書 P.21 8 入札提出書類・作成要領 (2) 作成要領 3) <u>事業資金提案書</u></p>	<p>入札説明書 P.21 8 入札提出書類・作成要領 (2) 作成要領 3) <u>事業計画提案書</u></p>

訂正前（下線部は修正部分）	訂正後（下線部は修正部分）
<p>入札説明書 P. 2 2 8 入札提出書類・作成要領 (2) 作成要領 3) 事業資金提案書 収支計画の前提 <u>様式 4 - 5 - 7 の維持管理費見積書（全体）の売上高及び売上原価と、収支計画書の該当業務の売上高及び売上原価は一致した値になるものとする。</u></p>	<p>入札説明書 P. 2 2 8 入札提出書類・作成要領 (2) 作成要領 3) 事業計画提案書 収支計画の前提 （削除）</p>
<p>入札説明書 P. 2 2 8 入札提出書類・作成要領 (2) 作成要領 3) 事業資金提案書 長期収支計画表 長期収支計画表は入札価格と整合するものである。次の点に留意し、様式 2 - 7 に従い <u>A 3 横書き</u> で作成する。</p>	<p>入札説明書 P. 2 2 8 入札提出書類・作成要領 (2) 作成要領 3) 事業計画提案書 長期収支計画表 長期収支計画表は入札価格と整合するものである。次の点に留意し、様式 2 - 7 に従い <u>A 3 横長横書き</u> で作成する。</p>
<p>入札説明書 P. 2 3 8 入札提出書類・作成要領 (2) 作成要領 4) 設計・建設・備品等整備業務提案書 様式 3 - 1 の提案書表紙を付け、A 4 縦長左綴じにより提出する。なお、<u>工事費積算表（設計含む）</u>、<u>備品等整備業務費用見積書</u>はその情報が保存されている 3.5 インチフロッピーディスクも 1 セット提出する。</p>	<p>入札説明書 P. 2 3 8 入札提出書類・作成要領 (2) 作成要領 4) 設計・建設・備品等整備業務提案書 様式 3 - 1 の提案書表紙を付け、A 4 縦長左綴じにより提出する。なお、<u>建設工事費積算表（設計含む）</u>、<u>備品等整備業務費用見積書</u>はその情報が保存されている 3.5 インチフロッピーディスクも 1 セット提出する。</p>
<p>入札説明書 P. 2 3 8 入札提出書類・作成要領 (2) 作成要領 4) 設計・建設・備品等整備業務提案書 建設工事費積算表（設計含む） 本件工事費の内訳について、<u>様式 3 - 8 - 1</u> に従い作成する。</p>	<p>入札説明書 P. 2 3 8 入札提出書類・作成要領 (2) 作成要領 4) 設計・建設・備品等整備業務提案書 建設工事費積算表（設計含む） 本件工事費の内訳について、<u>様式 3 - 8</u> に従い作成する。</p>

訂正前（下線部は修正部分）	訂正後（下線部は修正部分）																								
<p>入札説明書 P.23 8 入札提出書類・作成要領 (2) 作成要領 5) 設計図書 ～ は提案設計図書表紙を付け、普通紙 A2 版横長左綴じクリップ止め（取り外しが可能なもの）にて <u>30</u> 部提出する。</p>	<p>入札説明書 P.23 8 入札提出書類・作成要領 (2) 作成要領 5) 設計図書 ～ は提案設計図書表紙を付け、普通紙 A2 版横長左綴じクリップ止め（取り外しが可能なもの）にて <u>25</u> 部提出する。</p>																								
<p>入札説明書 P.24 8 入札提出書類・作成要領 (2) 作成要領 6) 維持管理業務提案書 なお、維持管理業務費用見積書、__長期修理計画書はその情報が保存されている 3.5 インチフロッピーディスクも 1 セット提出する。</p>	<p>入札説明書 P.24 8 入札提出書類・作成要領 (2) 作成要領 6) 維持管理業務提案書 なお、維持管理業務費用見積書、__長期修理計画書はその情報が保存されている 3.5 インチフロッピーディスクも 1 セット提出する。</p>																								
<p>入札説明書 P.24 8 入札提出書類・作成要領 (2) 作成要領 7) 図書館及び生活利便サービス施設運営業務提案書 なお、図書館運営業務費用見積書、__システム業務費用見積書はその情報が保存されている 3.5 インチフロッピーディスクも 1 セット提出する。</p>	<p>入札説明書 P.24 8 入札提出書類・作成要領 (2) 作成要領 7) 図書館及び生活利便サービス施設運営業務提案書 なお、図書館運営業務費用見積書、__システム業務費用見積書はその情報が保存されている 3.5 インチフロッピーディスクも 1 セット提出する。</p>																								
<p>入札説明書 P.29（付属資料） リスク分担表</p> <table border="1" data-bbox="152 1118 1061 1347"> <thead> <tr> <th rowspan="2">リスクの種類</th> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">リスクの内容</th> <th colspan="2">負担者</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設リスク 工事遅延リスク</td> <td>30</td> <td><u>工事が契約に定める工期より遅延する、または完工しない場合</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者		市	事業者	建設リスク 工事遅延リスク	30	<u>工事が契約に定める工期より遅延する、または完工しない場合</u>			<p>入札説明書 P.29（付属資料） リスク分担表</p> <table border="1" data-bbox="1128 1118 2092 1347"> <thead> <tr> <th rowspan="2">リスクの種類</th> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">リスクの内容</th> <th colspan="2">負担者</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設リスク 工事遅延リスク</td> <td>30</td> <td><u>工事が契約に定める工期より遅延する、または完工しない場合（市の責めによるものは除く）</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者		市	事業者	建設リスク 工事遅延リスク	30	<u>工事が契約に定める工期より遅延する、または完工しない場合（市の責めによるものは除く）</u>		
リスクの種類				No	リスクの内容	負担者																			
	市	事業者																							
建設リスク 工事遅延リスク	30	<u>工事が契約に定める工期より遅延する、または完工しない場合</u>																							
リスクの種類	No	リスクの内容	負担者																						
			市	事業者																					
建設リスク 工事遅延リスク	30	<u>工事が契約に定める工期より遅延する、または完工しない場合（市の責めによるものは除く）</u>																							

訂正前（下線部は修正部分）			訂正後（下線部は修正部分）		
<p>入札説明書 P.31（付属資料） サービスの対価の算定方法 （1）サービスの対価の算定 1）サービス対価の構成 サービスの対価を構成する要素は以下のとおり。</p>			<p>入札説明書 P.31（付属資料） サービスの対価の算定方法 （1）サービスの対価の算定 1）サービス対価の構成 サービスの対価を構成する要素は以下のとおり。</p>		
項目		入札説明書に記載の業務	項目		入札説明書に記載の業務
図書等購入費	図書等購入費	<u>1)- 備品・什器等の設置工事及びその関連業務</u>	図書等購入費	図書等購入費	<u>3)- 図書等購入業務の一部</u>
		図書等の購入にかかる費用			図書等の購入にかかる費用
<p>入札説明書 P.36（付属資料） サービスの対価の算定方法 （3）サービスの対価の改定 3）金利変動に基づく改定 対象となるサービス 本件工事費に相当するサービスの対価。</p>			<p>入札説明書 P.36（付属資料） サービスの対価の算定方法 （3）サービスの対価の改定 3）金利変動に基づく改定 対象となるサービス 本件工事費等に相当するサービスの対価。</p>		
<p>入札説明書 P.38（付属資料） サービスの対価の算定方法 （3）サービスの対価の改定 4）図書館利用者の増減に基づく改定 改定方法 初年度のサービス対価 初年度は平成16年10月～平成17年3月の半年間となるため、この期間の利用者数に2倍した値をもって計算基礎利用者数を設定、<u>業務履行日数</u>に応じサービスの対価を支払うものとする。</p>			<p>入札説明書 P.38（付属資料） サービスの対価の算定方法 （3）サービスの対価の改定 4）図書館利用者の増減に基づく改定 改定方法 初年度のサービス対価 初年度は平成16年10月～平成17年3月の半年間となるため、この期間の利用者数に2倍した値をもって計算基礎利用者数を設定、<u>これをもとに算出した年間のサービスの対価の1/2</u>を支払うものとする。</p>		

・要求水準書

訂正前（下線部は修正部分）	訂正後（下線部は修正部分）												
<p>業務要求水準書 p. 2 4 【設置・整備機器一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品名</th> <th>内 容</th> <th>場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・パソコン(デスクトップ型)</td> <td>・貸出・返却・検索(CD-ROMを含む)・貸出券発行が可能なパソコン(デスクトップ型)を4台設置する。</td> <td>レファレンスカウンター</td> </tr> </tbody> </table>	備品名	内 容	場 所	・パソコン(デスクトップ型)	・貸出・返却・検索(CD-ROMを含む)・貸出券発行が可能なパソコン(デスクトップ型)を4台設置する。	レファレンスカウンター	<p>業務要求水準書 p. 2 4 【設置・整備機器一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品名</th> <th>内 容</th> <th>場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・パソコン(デスクトップ型)</td> <td>・貸出・返却・検索(CD-ROMを含む)・貸出券発行が可能なパソコン(デスクトップ型)を1台設置する。</td> <td>レファレンスカウンター</td> </tr> </tbody> </table>	備品名	内 容	場 所	・パソコン(デスクトップ型)	・貸出・返却・検索(CD-ROMを含む)・貸出券発行が可能なパソコン(デスクトップ型)を1台設置する。	レファレンスカウンター
備品名	内 容	場 所											
・パソコン(デスクトップ型)	・貸出・返却・検索(CD-ROMを含む)・貸出券発行が可能なパソコン(デスクトップ型)を4台設置する。	レファレンスカウンター											
備品名	内 容	場 所											
・パソコン(デスクトップ型)	・貸出・返却・検索(CD-ROMを含む)・貸出券発行が可能なパソコン(デスクトップ型)を1台設置する。	レファレンスカウンター											
<p>業務要求水準書 P. 3 0 (1) 図書館運営業務 2. サービス部門業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 要求水準</td> <td>・<u>図書券</u>の更新は毎年行う。但し、ICカードに貸出券が添付された場合の<u>図書券</u>の有効期限は、ICカードの有効期限と同じとする。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	3. 要求水準	・ <u>図書券</u> の更新は毎年行う。但し、ICカードに貸出券が添付された場合の <u>図書券</u> の有効期限は、ICカードの有効期限と同じとする。	<p>業務要求水準書 P. 3 0 (1) 図書館運営業務 2. サービス部門業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 要求水準</td> <td>・<u>貸出券</u>の更新は毎年行う。但し、ICカードに貸出券が添付された場合の<u>貸出券</u>の有効期限は、ICカードの有効期限と同じとする。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	3. 要求水準	・ <u>貸出券</u> の更新は毎年行う。但し、ICカードに貸出券が添付された場合の <u>貸出券</u> の有効期限は、ICカードの有効期限と同じとする。				
項 目	内 容												
3. 要求水準	・ <u>図書券</u> の更新は毎年行う。但し、ICカードに貸出券が添付された場合の <u>図書券</u> の有効期限は、ICカードの有効期限と同じとする。												
項 目	内 容												
3. 要求水準	・ <u>貸出券</u> の更新は毎年行う。但し、ICカードに貸出券が添付された場合の <u>貸出券</u> の有効期限は、ICカードの有効期限と同じとする。												
<p>業務要求水準書 P. 4 6 (1) 図書館運営業務 4. 図書等購入業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 業務の内容 (3-4-2)</td> <td>・購入した図書等について貸出可能な状態にし、<u>の市へ所有権移転を行う。</u></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	2. 業務の内容 (3-4-2)	・購入した図書等について貸出可能な状態にし、 <u>の市へ所有権移転を行う。</u>	<p>業務要求水準書 P. 4 6 (1) 図書館運営業務 4. 図書等購入業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 業務の内容 (3-4-2)</td> <td>・購入した図書等について貸出可能な状態にし、<u>市へ所有権移転を行う。</u></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	2. 業務の内容 (3-4-2)	・購入した図書等について貸出可能な状態にし、 <u>市へ所有権移転を行う。</u>				
項 目	内 容												
2. 業務の内容 (3-4-2)	・購入した図書等について貸出可能な状態にし、 <u>の市へ所有権移転を行う。</u>												
項 目	内 容												
2. 業務の内容 (3-4-2)	・購入した図書等について貸出可能な状態にし、 <u>市へ所有権移転を行う。</u>												

・施設設計要求書

訂正前（下線部は修正部分）	訂正後（下線部は修正部分）
<p>施設設計要求書 P. 3 ・施設設計要件（3）適用基準等 建築工事共通仕様書及び同標準図 平成 13 年版 <u>（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）</u> 電気設備工事共通仕様書及び同標準図 平成 13 年版 <u>（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）</u> 機械設備工事共通仕様書及び同標準図 平成 13 年版 <u>（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）</u></p>	<p>施設設計要求書 P. 3 ・施設設計要件（3）適用基準等 建築工事共通仕様書及び同標準図 平成 13 年版 <u>（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</u> 電気設備工事共通仕様書及び同標準図 平成 13 年版 <u>（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</u> 機械設備工事共通仕様書及び同標準図 平成 13 年版 <u>（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</u></p>
<p>施設設計要求書 P. 7 ・施設設計要求書（2）施設全体仕様 2）電気設備 コ 拡声設備 消防法に定める ~ 非常放送設備以外に、 ~</p>	<p>施設設計要求書 P. 7 ・施設設計要求書（2）施設全体仕様 2）電気設備 コ 拡声設備 消防法に定める ~ 非常放送設備以外に、 ~ <u> 各事務室より全館及び各施設の各室へ放送を可能とする設備とする。</u></p>
<p>施設設計要求書 P. 8 ・施設設計要求書（2）施設全体仕様 2）電気設備 ソ 映像・音響・放送設備 総合エントランス及び~ 各事務室より全館及び各施設の各室へ放送を可能とする設備とする。</p>	<p>施設設計要求書 P. 8 ・施設設計要求書（2）施設全体仕様 2）電気設備 ソ 映像・音響・放送設備 総合エントランス及び~ （削除）</p>

訂正前（下線部は修正部分）					訂正後（下線部は修正部分）				
施設設計要求書 P.21 施設設計要求書 (5) 図書館					施設設計要求書 P.21 施設設計要求書 (5) 図書館				
ゾーン区分	室名	使用目的	設計水準	必要備品	ゾーン区分	室名	使用目的	設計水準	必要備品
(研修ゾーン)	(<u>郷土資料スペース</u>)	(<u>郷土資料の閲覧</u>)	<ul style="list-style-type: none"> ・図書等資料を使った調査研究のための部屋とする。 ・監視可能なようにガラス等による仕切りとする。 			研修室	自主学習	<ul style="list-style-type: none"> ・図書等資料を使った調査研究のための部屋とする。 ・監視可能なようにガラス等による仕切りとする。 ・入室は許可制とするので、カウンター或いは事務室との動線の整合性を図る。 ・～ 	
	研修室	自主学習	<ul style="list-style-type: none"> ・入室は許可制とするので、カウンター或いは事務室との動線の整合性を図る。 ・～ 						
施設設計要求書 P.24 施設設計要求書 (5) 図書館					施設設計要求書 P.24 施設設計要求書 (5) 図書館				
ゾーン区分	室名	使用目的	設計水準	必要備品	ゾーン区分	室名	使用目的	設計水準	必要備品
会議ゾーン	会議室 (勤労青少年ホームの講習室と兼用)	学生のための学習スペース(昼間のみ使用)	<u>P42 参照</u>			会議室 (勤労青少年ホームの講習室と兼用)	学生のための学習スペース(昼間のみ使用)	<u>P41 参照</u>	
	会議室 (多目的ホールと兼用)	運営協議会等の会議	<u>P44 参照</u>						

訂正前（下線部は修正部分）	訂正後（下線部は修正部分）								
<p>施設設計要求書 P. 4 4 ・設計・施工に関する業務（1）設計業務 3）設計図書の提出 （3）図面（建築） 特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、仕上表、平面図、伏図、立面図、断面図、矩計図、各部詳細図、展開図、建具表、サイン計画図、外構図、日影図構造図、諸室毎の面積表、<u>工程図</u>、その他必要図面</p>	<p>施設設計要求書 P. 4 4 ・設計・施工に関する業務（1）設計業務 3）設計図書の提出 （3）図面（建築） 特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、仕上表、平面図、伏図、立面図、断面図、矩計図、各部詳細図、展開図、建具表、サイン計画図、外構図、日影図構造図、諸室毎の面積表、<u>工程表</u>、その他必要図面</p>								
<p>施設設計要求書 P. 6 0 ・諸室関係資料（参考）【諸室に必要な装備一覧 記載内容】</p> <table border="1" data-bbox="159 647 1059 799"> <thead> <tr> <th>装 備</th> <th>凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AV</td> <td>: AV 機器を設置する室 × : AV 機器の設置を要しない室</td> </tr> </tbody> </table>	装 備	凡 例	AV	: AV 機器を設置する室 × : AV 機器の設置を要しない室	<p>施設設計要求書 P. 6 0 ・諸室関係資料（参考）【諸室に必要な装備一覧 記載内容】</p> <table border="1" data-bbox="1135 647 2074 799"> <thead> <tr> <th>装 備</th> <th>凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AV</td> <td>: AV 機器を設置する室 × : AV 機器の設置を要しない室 <u>(AV 機器にはパソコンは含まないものとする)</u></td> </tr> </tbody> </table>	装 備	凡 例	AV	: AV 機器を設置する室 × : AV 機器の設置を要しない室 <u>(AV 機器にはパソコンは含まないものとする)</u>
装 備	凡 例								
AV	: AV 機器を設置する室 × : AV 機器の設置を要しない室								
装 備	凡 例								
AV	: AV 機器を設置する室 × : AV 機器の設置を要しない室 <u>(AV 機器にはパソコンは含まないものとする)</u>								
<p>施設設計要求書 P. 6 1 ・諸室関係資料（参考）【諸室に必要な装備一覧 記載内容】 （補足） 内線電話回線は、各施設内の各室間で利用する装備とする。</p>	<p>施設設計要求書 P. 6 1 ・諸室関係資料（参考）【諸室に必要な装備一覧 記載内容】 （補足） 内線電話回線は、各施設内の各室間で利用する装備とする。 <u>電話、FAX、LAN、AV、TV・ビデオの装備の欄は、それぞれの端末の調達の区分（事業者が調達する場合、市が調達する場合）に関わらず、各室の装備の状況を表示している</u>ので留意すること。</p>								

訂正前（下線部は修正部分）	訂正後（下線部は修正部分）																		
<p>施設設計要求書 P. 6 2 ・ 諸室関係資料（参考）（1）共有施設</p> <table border="1" data-bbox="250 323 949 416"> <thead> <tr> <th>室 No .</th> <th>室 名</th> <th>AV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共 1</td> <td>総合エントランスホール</td> <td><u>x</u></td> </tr> </tbody> </table>	室 No .	室 名	AV	共 1	総合エントランスホール	<u>x</u>	<p>施設設計要求書 P. 6 2 ・ 諸室関係資料（参考）（1）共有施設</p> <table border="1" data-bbox="1270 323 2009 416"> <thead> <tr> <th>室 No .</th> <th>室 名</th> <th>AV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共 1</td> <td>総合エントランスホール</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	室 No .	室 名	AV	共 1	総合エントランスホール	—						
室 No .	室 名	AV																	
共 1	総合エントランスホール	<u>x</u>																	
室 No .	室 名	AV																	
共 1	総合エントランスホール	—																	
<p>施設設計要求書 P. 6 3 ・ 諸室関係資料（参考）（2）図書館</p> <table border="1" data-bbox="250 601 949 738"> <thead> <tr> <th>室 No .</th> <th>室 名</th> <th>AV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図 3</td> <td>対面朗読室</td> <td><u>x</u></td> </tr> <tr> <td>図 7</td> <td>郷土資料スペース</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	室 No .	室 名	AV	図 3	対面朗読室	<u>x</u>	図 7	郷土資料スペース	—	<p>施設設計要求書 P. 6 3 ・ 諸室関係資料（参考）（2）図書館</p> <table border="1" data-bbox="1270 601 2009 738"> <thead> <tr> <th>室 No .</th> <th>室 名</th> <th>AV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図 3</td> <td>対面朗読室</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>図 7</td> <td>郷土資料スペース</td> <td><u>x</u></td> </tr> </tbody> </table>	室 No .	室 名	AV	図 3	対面朗読室	—	図 7	郷土資料スペース	<u>x</u>
室 No .	室 名	AV																	
図 3	対面朗読室	<u>x</u>																	
図 7	郷土資料スペース	—																	
室 No .	室 名	AV																	
図 3	対面朗読室	—																	
図 7	郷土資料スペース	<u>x</u>																	
<p>施設設計要求書 P. 6 5 ・ 諸室関係資料（参考）（3）保健センター</p> <table border="1" data-bbox="250 924 949 1016"> <thead> <tr> <th>室 No .</th> <th>室 名</th> <th>AV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 25</td> <td>保健栄養指導室</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	室 No .	室 名	AV	保 25	保健栄養指導室	—	<p>施設設計要求書 P. 6 5 ・ 諸室関係資料（参考）（3）保健センター</p> <table border="1" data-bbox="1270 924 2009 1016"> <thead> <tr> <th>室 No .</th> <th>室 名</th> <th>AV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共 1</td> <td>保健栄養指導室</td> <td><u>x</u></td> </tr> </tbody> </table>	室 No .	室 名	AV	共 1	保健栄養指導室	<u>x</u>						
室 No .	室 名	AV																	
保 25	保健栄養指導室	—																	
室 No .	室 名	AV																	
共 1	保健栄養指導室	<u>x</u>																	

・落札者決定基準

訂正前（下線部は修正部分）	訂正後（下線部は修正部分）																								
<p>落札者決定基準 P. 6 ・ 定量的審査の方法 審査項目および配点一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">審査項目</th> <th style="text-align: center;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) サービス対価に関する事項</td> <td style="text-align: center;">60</td> </tr> <tr> <td>(2) 施設設計及び維持管理に関する事項</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>(3) 図書館施設の運営及び生活利便サービス施設に関する事項</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>(4) 事業の安全性に関する事項</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">40</td> </tr> </tbody> </table>	審査項目	配点	(1) サービス対価に関する事項	60	(2) 施設設計及び維持管理に関する事項	15	(3) 図書館施設の運営及び生活利便サービス施設に関する事項	15	(4) 事業の安全性に関する事項	10	合 計	40	<p>落札者決定基準 P. 6 ・ 定量的審査の方法 審査項目および配点一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">審査項目</th> <th style="text-align: center;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) サービス対価に関する事項</td> <td style="text-align: center;">60</td> </tr> <tr> <td>(2) 施設設計及び維持管理に関する事項</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>(3) 図書館施設の運営及び生活利便サービス施設に関する事項</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>(4) 事業の安全性に関する事項</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> </tbody> </table>	審査項目	配点	(1) サービス対価に関する事項	60	(2) 施設設計及び維持管理に関する事項	15	(3) 図書館施設の運営及び生活利便サービス施設に関する事項	15	(4) 事業の安全性に関する事項	10	合 計	100
審査項目	配点																								
(1) サービス対価に関する事項	60																								
(2) 施設設計及び維持管理に関する事項	15																								
(3) 図書館施設の運営及び生活利便サービス施設に関する事項	15																								
(4) 事業の安全性に関する事項	10																								
合 計	40																								
審査項目	配点																								
(1) サービス対価に関する事項	60																								
(2) 施設設計及び維持管理に関する事項	15																								
(3) 図書館施設の運営及び生活利便サービス施設に関する事項	15																								
(4) 事業の安全性に関する事項	10																								
合 計	100																								

・ 契約書（案）

訂正前（下線部は修正部分）	訂正後（下線部は修正部分）
<p>契約書（案） P. 5 （本件工事） 第 8 条 設計</p> <p>(2) 事業者は前号による市の確認後速やかに、建築工事共通仕様書、電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書（<u>国土交通大臣官房官庁営繕部監修・（平成 13 年版）</u>）を適用して実施設計を開始し、市による定期的な状況の確認を受けるとともに、事前に提出して市の承認を得た工程表に基づき、実施設計完了時に大要別紙 2 記載の図書を市に提出する。市はこれらの内容を書面により行う。事業者は、市による確認が得られ次第、次工程に進むことができる。</p>	<p>契約書（案） P. 5 （本件工事） 第 8 条 設計</p> <p>(2) 事業者は前号による市の確認後速やかに、建築工事共通仕様書、電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書（<u>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・（平成 13 年版）</u>）を適用して実施設計を開始し、市による定期的な状況の確認を受けるとともに、事前に提出して市の承認を得た工程表に基づき、実施設計完了時に大要別紙 2 記載の図書を市に提出する。市はこれらの内容を書面により行う。事業者は、市による確認が得られ次第、次工程に進むことができる。</p>
<p>契約書（案） P. 6 （市による説明要求及び立会い） 第 10 条</p> <p>3 事業者は、建設期間中において事業者が行う本件施設の検査又は試験（建築工事共通仕様書、電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書、建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針（<u>国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成 13 年）</u>）等に規定する検査又は試験をいう。以下本項において同じ。）について、事前に市に対して通知するものとする。市は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。</p>	<p>契約書（案） P. 6 （市による説明要求及び立会い） 第 10 条</p> <p>3 事業者は、建設期間中において事業者が行う本件施設の検査又は試験（建築工事共通仕様書、電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書、建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針（<u>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成 13 年）</u>）等に規定する検査又は試験をいう。以下本項において同じ。）について、事前に市に対して通知するものとする。市は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。</p>
<p>契約書（案） P. 10 （図書等の購入等） 第 23 条 事業者は、図書館運営業務の<u>一貫</u>として、業務要求水準書及び入札説明書添付資料の桑名市立図書館運営方針に従って、市のために図書等を購入する。</p>	<p>契約書（案） P. 10 （図書等の購入等） 第 23 条 事業者は、図書館運営業務の<u>一環</u>として、業務要求水準書及び入札説明書添付資料の桑名市立図書館運営方針に従って、市のために図書等を購入する。</p>

訂正前（下線部は修正部分）	訂正後（下線部は修正部分）																
<p>契約書（案）P. 9 （所有権の取得） 第 21 条 本件施設（<u>設計図書に記載されているもの及び図書館等施設整備業務により本件施設に設置されている全ての設備・備品等</u>）の所有権は平成 46 年 10 月 1 日に市が無償にて取得するものとする。事業者は、市に対し、サービスの対価の最終支払日たる平成 46 年 10 月 10 日に、その支払い受領と引き替えに、本件施設に制限物権が設定されていない状態での所有権移転登記手続きに必要な書類の交付その他一切の必要な手続きをとるものとする。</p>	<p>契約書（案）P. 9 （所有権の取得） 第 21 条 本件施設（<u>設計図書に記載されているもの、図書館等施設整備業務により本件施設に設置されている全ての設備・備品等、及び図書館運営業務により本件施設に設置されているコンピュータシステム（業務要求水準書 24～27 頁「設置・整備機器一覧」に記載される機器を指す。）</u>）の所有権は平成 46 年 10 月 1 日に市が無償にて取得するものとする。事業者は、市に対し、サービスの対価の最終支払日たる平成 46 年 10 月 10 日に、その支払い受領と引き替えに、本件施設に制限物権が設定されていない状態での所有権移転登記手続きに必要な書類の交付その他一切の必要な手続きをとるものとする。</p>																
<p>契約書（案） P. 3 1 5 別紙 5 サービスの対価の算定方法（第 30 条関係）</p> <p>（ 1 ）サービスの対価の算定 1）サービス対価の構成 サービスの対価を構成する要素は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="152 868 1048 1034"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>入札説明書に記載の業務</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書等購入費</td> <td>図書等購入費</td> <td>1)- 備品・什器等の設置工事及びその関連業務</td> <td>図書等の購入にかかる費用</td> </tr> </tbody> </table>	項目		入札説明書に記載の業務	内容	図書等購入費	図書等購入費	1)- 備品・什器等の設置工事及びその関連業務	図書等の購入にかかる費用	<p>契約書（案） P. 3 1 5 別紙 5 サービスの対価の算定方法（第 30 条関係）</p> <p>（ 1 ）サービスの対価の算定 1）サービス対価の構成 サービスの対価を構成する要素は以下のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1111 868 2096 1034"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>入札説明書に記載の業務</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書等購入費</td> <td>図書等購入費</td> <td>3)- 図書等購入業務の一部</td> <td>図書等の購入にかかる費用</td> </tr> </tbody> </table>	項目		入札説明書に記載の業務	内容	図書等購入費	図書等購入費	3)- 図書等購入業務の一部	図書等の購入にかかる費用
項目		入札説明書に記載の業務	内容														
図書等購入費	図書等購入費	1)- 備品・什器等の設置工事及びその関連業務	図書等の購入にかかる費用														
項目		入札説明書に記載の業務	内容														
図書等購入費	図書等購入費	3)- 図書等購入業務の一部	図書等の購入にかかる費用														
<p>契約書（案） P. 3 6 5 別紙 5 サービスの対価の算定方法（第 30 条関係）</p> <p>（ 3 ）サービスの対価の改定 3）金利変動に基づく改定対象となるサービス <u>本件工事費</u>に相当するサービスの対価。</p>	<p>契約書（案） P. 3 6 5 別紙 5 サービスの対価の算定方法（第 30 条関係）</p> <p>（ 3 ）サービスの対価の改定 3）金利変動に基づく改定対象となるサービス <u>本件工事費等</u>に相当するサービスの対価。</p>																